

平成 27 年第 3 回大仙市議会定例会会議録第 4 号

平成 27 年 9 月 17 日（木曜日）

議 事 日 程 第 4 号

平成 27 年 9 月 17 日（木曜日）午前 10 時開議

- | | | |
|------|-----------|--|
| 第 1 | 議長報告 | ・ 例月現金出納検査結果 |
| 第 2 | 議案第 90 号 | 大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について（総務民生委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 3 | 議案第 91 号 | 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 4 | 議案第 95 号 | 大仙市立仙北就業改善センター条例を廃止する条例の制定について（総務民生委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 5 | 議案第 96 号 | 大仙市と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について（総務民生委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 6 | 議案第 92 号 | 大仙市運動広場設置条例の一部を改正する条例の制定について（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 7 | 議案第 93 号 | 大仙市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 8 | 議案第 94 号 | 大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 9 | 議案第 97 号 | 平成 27 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決） |
| 第 10 | 議案第 98 号 | 平成 27 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号）
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 11 | 議案第 99 号 | 平成 27 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 12 | 議案第 119 号 | 平成 26 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について
(教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決) |

第 1 3	議案第 1 2 0 号	平成 2 6 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1 4	議案第 1 0 0 号	平成 2 6 年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
第 1 5	議案第 1 0 1 号	平成 2 6 年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 の認定について (決算特別委員長報告)
第 1 6	議案第 1 0 2 号	平成 2 6 年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について (決算特別委員長報告)
第 1 7	議案第 1 0 3 号	平成 2 6 年度大仙市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算 の認定について (決算特別委員長報告)
第 1 8	議案第 1 0 4 号	平成 2 6 年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認 定について (決算特別委員長報告)
第 1 9	議案第 1 0 5 号	平成 2 6 年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定に ついて (決算特別委員長報告)
第 2 0	議案第 1 0 6 号	平成 2 6 年度大仙市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について (決算特別委員長報告)
第 2 1	議案第 1 0 7 号	平成 2 6 年度大仙市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について (決算特別委員長報告)
第 2 2	議案第 1 0 8 号	平成 2 6 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳 入歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
第 2 3	議案第 1 0 9 号	平成 2 6 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入 歳出決算の認定について (決算特別委員長報告)
第 2 4	議案第 1 1 0 号	平成 2 6 年度大仙市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 の認定について (決算特別委員長報告)
第 2 5	議案第 1 1 1 号	平成 2 6 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計歳入歳出 決算の認定について (決算特別委員長報告)
第 2 6	議案第 1 1 2 号	平成 2 6 年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認 定について (決算特別委員長報告)
第 2 7	議案第 1 1 3 号	平成 2 6 年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認 定について (決算特別委員長報告)

- 第 28 議案第 114 号 平成 26 年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について (決算特別委員長報告)
- 第 29 議案第 115 号 平成 26 年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について (決算特別委員長報告)
- 第 30 議案第 116 号 平成 26 年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について (決算特別委員長報告)
- 第 31 議案第 117 号 平成 26 年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について (決算特別委員長報告)
- 第 32 議案第 118 号 平成 26 年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について (決算特別委員長報告)
- 第 33 陳情第 32 号 「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」の提出について
の陳情 (総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 34 陳情第 33 号 マイナンバー制度の平成 28 年 1 月実施の延期と改正案の凍
結を求める意見書の提出についての陳情
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 35 陳情第 34 号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求め
る陳情 (総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 36 各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出について
- 第 37 議員の派遣について

出席議員 (27 人)

1 番 富岡喜芳	2 番 秩父博樹	4 番 佐藤隆盛
5 番 後藤健	6 番 佐藤育男	7 番 石塚柏
8 番 藤田和久	9 番 佐藤文子	10 番 小山緑郎
11 番 茂木隆	12 番 佐藤芳雄	13 番 古谷武美
14 番 武田隆	15 番 金谷道男	16 番 高橋幸晴
17 番 大野忠夫	18 番 小松栄治	19 番 渡邊秀俊
20 番 佐藤清吉	21 番 児玉裕一	22 番 高橋敏英
23 番 千葉健	24 番 大山利吉	25 番 本間輝男
26 番 鎌田正	27 番 橋本五郎	28 番 橋村誠

欠席議員（０人）

遅刻議員（０人）

早退議員（０人）

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	老 松 博 行	教 育 長	吉 川 正 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	佐 藤 芳 彦
企 画 部 長	小 松 英 昭	市 民 部 長	高 階 仁
健康福祉部長	小野地 淳 司	農 林 商 工 部 長	今 野 功 成
建 設 部 長	朝 田 司	上 下 水 道 部 長	岩 谷 友 一 郎
病 院 事 務 長	柴 田 敬 史	教 育 指 導 部 長	千 田 寿 彦
生涯学習部長	山 谷 喜 元	次長兼総務課長	伊 藤 義 之

議会事務局職員出席者

局 長	木 村 喜代美	次 長	伊 藤 雅 裕
副 主 幹	齋 藤 孝 文	副 主 幹	富 樫 康 隆
主 査	佐 藤 和 人		

午前 ９時５８分

○議長（橋村 誠） おはようございます。

会議に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

去る６月１７日に開催された第９１回全国市議会議長会定期総会において、高橋敏英君が議員在職２０年以上の功労により、また、佐藤芳雄君が議員在職１５年以上の功労により表彰されましたので、その表彰状の伝達を行います。

表彰者は、演壇の前までお進みください。

【表彰状伝達】

○議会事務局長（木村喜代美） 以上をもちまして、表彰状の伝達を終了いたします。

午前 10 時 01 分 開 議

○議長（橋村 誠） 改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（橋村 誠） 本日の議事は、議事日程第 4 号をもって進めます。

○議長（橋村 誠） 日程第 1、諸般の報告をいたします。

例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されましたので、別添お手元に配付のとおりに報告をいたします。

○議長（橋村 誠） 日程第 2、議案第 90 号から日程第 5、議案第 96 号までの 4 件を一括して議題といたします。

本 4 件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長 15 番金谷道男君。

（「はい、15 番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、15 番。

【15 番 金谷道男議員 登壇】

○総務民生常任委員長（金谷道男） おはようございます。

本会議第 3 日、当委員会に審査付託となりました事件について、去る 9 月 9 日委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

はじめに、議案第 90 号「大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局の説明に対し、委員から「新たに規定される特定個人情報、3 分野にわたる 98 行政事務にかかわる情報と聞いているが、具体的にどのような情報内容か。」との質疑には、「平成 28 年 1 月から予定される市の事務としては、住民基本台帳に関する事務、生活保護に関する事務、個人住民税に関する事務、固定資産税に関する事務、軽自動車税に関する事務、国民健康保健に関する事務、児童手当に関する事務、児童扶養手当に関する事務、子育て支援に関する事務、後期高齢者医療に関する事務、障がい者福祉に関する事務、健康情報に関する事務の 12 事業を予定している。」との答弁がありました。

さらに委員からは「これまで身分を証明するために健康保険証や免許証の提示を行い、何ら不便を感じてこなかったと思う。住民基本台帳カードの普及率も5～6％であり、マイナンバーカードも10％以下の普及率しか見込んでいない。行政の立場として、具体的にどのような面で効率化が図られると思っているのか。」との質疑には、「マイナンバーカードを持つことにより、本庁・支所のどの部署においても確認することができ、スムーズな受付事務が行われる。また、紙ベースでの印刷物も少なくなるので経費も節減できる。多くの市民がマイナンバーカードを持っていただけのように努力したい。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「市民に対しマイナンバー制度の普及には、広報やホームページに掲載するだけでなく、市民に出向いて説明する場も必要と思うが、検討しているのか。」との質疑には、「マイナンバー法については、平成28年の施行に向けて勉強していかなければならない。説明については、税務署あるいは秋田県で依頼があれば行っているようであるが、市としても必要があれば出向きたいと考えている。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「ICチップの付く個人番号カードは、プライバシー性の高いものは記録されないと聞くが、どのように把握しているのか。」との質疑には、「将来的に医療機関等の受診カードとして使用される場合においては、病名や薬の処方などの記録は、なされないと伺っている。」との答弁がありました。

討論において、「行政側からすれば国民の所得、社会保障給付の状況を効率よく把握できる反面、国民にとっては分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーが、ひと度外部に漏れ出せば、悪用され個人のプライバシーが侵害される危険性が飛躍的に高まると考える。国民の支持や理解が広がらない制度は急ぐ必要はなく、延期しても国民には何の不利益もなく、本条例案に反対する。」との発言がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第91号「大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局の説明に対し、委員から「ICチップの入ったマイナンバーカードは、便利がゆえに常時持ち歩くことが必要と思うが、セキュリティの面からも紛失した場合は大変なことになると思う。その対応はどうするのか。」との質疑には、「カードに関しては個人で管理してもらうことになるが、万が一紛失した場合は、24時間体制によりシステム

機構が運用するコールセンターに連絡することによって、紛失したカードの停止が行えるので、発覚した時点で早期に対応を願いたい。」との答弁がありました。

また、「住民基本カードの普及は1,500枚程度で、今回のマイナンバーカードは莫大な予算をかけて6,800枚を見込んでいるが、果たしてこの利便性を市民から認知してもらえるのか。」との質疑には、「即座にはできないが、ワンカード化ということで、1枚のマイナンバーで印鑑登録カード、図書館利用カード、母子手帳や市立病院の診察券、お薬手帳の代用もできるという多様性をアピールしながら、個人登録カードの普及に努めたい。」との答弁がありました。

討論において、「政府はマイナンバー制度導入に伴い、顔写真付きのＩＣチップカードである個人番号カードを成長戦略に位置付け、希望者に発行し、身分証明書として使えるなど便利さを売り込んでいるが、他人には見せてならないマイナンバーを持ち歩くことは、個人情報保護にとって、マイナスとの指摘も出されている。マイナンバー制度の中止を求める立場から本条例案に反対する。」との発言がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第95号「大仙市立仙北就業改善センター条例を廃止する条例の制定について」は、当局の説明に対し、委員から「平成24年度に実施された耐震調査・診断の結果により、同センターの休止をしているが、これまで3年間、地域の方々から苦情等があったのか。」との質疑には、「耐震診断を実施する前年の平成23年度には367件、1万5千人余りが会議や選挙の期日前投票、税金の申告等で利用されてきた。休止してからは、仙北庁舎内で会議も行っているが、会議室が空いていない場合も多く、その際は、ふれあい文化センターにも移動いただいている。また、庁舎内で大勢が会議を行う際は3階になり、足の不自由な方には非常に不便をかけている。さらに、会議によっては仙北庁舎やふれあい文化センターで行われることから、間違っ て来られる方もいた。期日前投票や申告相談の際には、非常に狭いということで市民の方々に不便をかけている。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第96号「大仙市と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について」につきましては、当局の説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、

出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【 15 番 金谷道男議員 降壇】

○議長（橋村 誠） これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。8 番藤田和久君。

【 8 番 藤田和久議員 登壇】

○ 8 番（藤田和久） 日本共産党の藤田和久です。

私は、議案第 90 号、個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

本条例案は、マイナンバー制度が導入されることに伴い、国民全てに付番される 12 桁の番号、マイナンバーというのを含む個人情報が特定個人情報として取り扱われることから、特定個人情報の利用や取り扱いに関する規定を行うものである。

特定個人情報は、社会保障、税、災害の 3 分野の 98 行政事務にかかわる個人情報で、膨大なものである。

これらの個人情報は、現在は公的機関毎にそれぞれ管理されていますが、マイナンバーで各情報を一本に結びつけることが可能となります。したがって、マイナンバー制度とは、国が国民の個人情報を一元管理できる仕組みであります。

国や行政側からすれば、国民の所得、社会保障給付の状況を、効率よく把握できる反面、国民にとっては分散していた個人情報の収集を容易にするマイナンバーがひと度外部に漏れ出せば、悪用され、個人のプライバシーが侵害される危険性は飛躍的に大きくなる。

また、扱われる情報が桁違いに拡大され、システム構築費用も莫大であり、企業や国民に負担増をもたらすものであります。

制度導入に 3,000 億円以上の税金が投入され、維持管理費も多額であり、企業にも重い負担がのしかかります。

一方で、支出に見合う利便性、便益性は示されておられません。

マイナンバーは、企業や業者にも適用されますが、８月に実施された企業アンケートでは、６５％の企業が総合的なメリットはないと答えております。

マイナンバーの通知に関しては、現在の住所地と住まいが違う方は、数十万人もいると言われております。全国民に届くかどうかにも心配されております。マイナンバーカードの紛失や盗難なども予想されます。

また、何よりもマイナンバー制について、知らないという国民が４５％もいるということ、知っていると回答した５２％のうち、そのうちの８割がマイナンバー制に反対しているということ、国民合意もなく、便益性も利便性もなく、企業や国民に負担と危険を押し付けるようなマイナンバー制については、基本的に反対であり、延期、または制度の中止を求めるものであります。よって、この議案９０号には反対するものであります。

以上。

大変失礼しました。

議案第９１号についても反対討論を行います。

本条例は、マイナンバー制度導入に伴い交付する通知カード及び個人番号カードの再交付にかかわる手数料規定などを行うものであります。

政府は、マイナンバー制度導入に伴い、顔写真付きのＩＣチップカードである個人番号カードを成長戦略に位置付け、希望者に発行し、身分証明書として使えるなどの利便さを売り込んでいるが、他人に見せてはならないマイナンバーを持ち歩くこと自体、個人情報保護にとってマイナスとの指摘も出ております。

マイナンバー制度は、議案第９０号でも述べたように、制度の維持にお金がかかる割に利便性はなく、負担増と危険性の押し付けとなっており、制度の延期、または中止を求める立場から、反対するものであります。

以上で、反対討論を終わります。

【８番 藤田和久議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、２番秩父博樹君。

（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

【２番 秩父博樹議員 登壇】

○２番（秩父博樹） 私は、議案第９０号、大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条

例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

そもそも今般のマイナンバー制度は、何のために導入されるのか。

1つ目には、障がい者、子どもらの弱者のためであり、高齢者のためであります。例えば、今、受付が行われている臨時福祉給付金や年間を通して、その他様々な給付金制度がありますが、現行の手法では対象者であっても申請をしないと、もらえるべきものがもらえないという状況です。マイナンバーを持つことによって、申請をしなくても本人のもとへ送られていくようなシステムになることから、市民の利便性が向上するとともに、弱者や高齢者に対し、やさしい社会の構築となります。

2つ目には、行政の効率化です。

市当局が様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。例えば、1人の市民の方が亡くなった場合、現行では30項目以上の手続が必要な状況ですが、このような煩雑な事務手続を大幅に簡素化できることから、市職員の負担を軽減、仕事量を減らすことが期待されます。

現在、当市では大仙市総合計画並びに行財政改革大綱に従い、効率的な行財政運用を図るために、第二次定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を進めていることを勘案しても、この行政の効率化、市職員の負担軽減は、必須事項です。

3つ目には、公平・公正な社会の実現です。

所得や、ほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなることから、脱税行為の抑制にもつながり、税収のアップも期待されるところです。

また、給付を不正に受け取ることを防止し、本当に困っている方に、きめ細かな支援を行うことができるようになります。

また、個人情報についてですが、個人番号カードには、プライバシー性の高い個人情報は一切記録されません。氏名、住所、生年月日、性別のみです。

福祉政策の手厚い北欧デンマークでは、子どもが生まれたらナンバーが届き、児童手当から老齢手当まで運用されており、医療関係情報も、この1枚のカードを使用し、適正に取り扱われている状況です。

社会保障や税制度の効率性・透明性を高め、市民にとっても利便性の高い公平・公正な社会の実現をご要望申し上げまして、賛成討論といたします。

【2番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（橋村 誠） これより、ただいま議題となっております案件中、議案第90号を

採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 25 人 起立)

○議長（橋村 誠） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第 91 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 25 人 起立)

○議長（橋村 誠） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第 95 号及び議案第 96 号の 2 件を一括して採決いたします。本 2 件に対する委員長報告は原案可決であります。本 2 件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本 2 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋村 誠） 日程第 6、議案第 92 号から日程第 7、議案第 93 号までの 2 件を一括して議題といたします。

本 2 件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長 10 番小山緑郎君。

(「はい、10 番」と呼ぶ者あり)

○議長（橋村 誠） はい。

【10 番 小山緑郎議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（小山緑郎） おはようございます。

本会議第 3 日に当委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る 9 月 9 日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第 92 号「大仙市運動広場設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。当局の内容説明に対し、委員から「維持管理費について、県の負担等はあるのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「維持管理費については、全て市の負担であり、県は広場を整備して市へ無償貸与する形となっている。」との答

弁がありました。

また、「冬期間は使用可能か。」との質疑があり、それに対して当局からは「吹きさらしとなっているため、ネット等で囲うことも県へ要望したが、高架下には構造物はつけられないため断念した経緯があるが、おおよそ3分の2程度は雪の影響を受けずに使用できると見込んでいる。」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号「大仙市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。当局の内容説明に対し、委員から「保健センターが移転した後の建物は解体することになるのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「現在、庁舎は建設から36年ほど経過しており、また、現在の耐震基準となっていない。現在検討中となっているが、大曲仙北広域消防本部が老朽化に伴い移転予定であり、現在の保健センターを解体し建設する計画がある。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【10番 小山緑郎議員 降壇】

○議長（橋村 誠） これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、議案第92号及び議案第93号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第８、議案第９４号から日程第９、議案第９７号の２件を一括して議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長２３番千葉健君。

（「はい、２３番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、２３番。

【２３番 千葉健議員 登壇】

○建設水道常任委員長（千葉 健） ご報告いたします。

今次定例会、本会議第３日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る９月９日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第９４号「大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「大曲駅前に駐車場が増えてきている中で、大曲ヒカリオ駐車場の稼働率が懸念されるが、見通しについてはどうか。」との質疑があり、当局からは「大曲厚生医療センターが建設した第２立体駐車場は四百数十台の駐車台数だが、病院利用者や病院職員等が利用する施設と伺っている。大曲ヒカリオ駐車場は、駐車料金を最初の２時間まで無料とし、買い物等で訪れる方、飲食店を利用される方にも、便利で利用しやすい料金を設定している。また、南街区を利用される方にも大変利用しやすい駐車場なので、たくさんの方に利用していただきたいと考えている。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第９７号「平成２７年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について」につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【 2 3 番 千葉健議員 降壇】

○議長（橋村 誠） これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、議案第 9 4 号及び議案第 9 7 号の 2 件を一括して採決いたします。本 2 件に対する委員長報告は原案可決であります。本 2 件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本 2 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第 1 0、議案第 9 8 号から日程第 1 3、議案第 1 2 0 号までの 4 件を一括して議題といたします。

本 4 件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務民生常任委員長 1 5 番金谷道男君。

（「議長、1 5 番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

【 1 5 番 金谷道男議員 登壇】

○総務民生常任委員長（金谷道男） ご報告いたします。

議案第 9 8 号「平成 2 7 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、当委員会に付託された所管する予算については、当局の補正予算の説明に対し、委員から「今年度新設される地域包括支援センター所管の高齢者等雪対策総合支援事業費は利用者負担金が生ずるが、これまで総合防災課が所管した空き家・高齢者世帯等除排雪事業との兼ね合いはどのようなになっているのか。」との質疑には、「総合防災課が行う高齢者世帯等除排雪事業費は、昨年まで実施してきた間口サービス事業の対象者を主とし、見守りや声かけを主な業務とし、緊急性がある場合は除排雪も行ってきた。しかし、降雪前までは自分で除排雪をしようと考えていたが、急に体調を崩されることも想定され、総合支援事業を受けるまでの間は、空き家・高齢者世帯等除排雪事業で支援したいと考えている。空き家・高齢者世帯等除排雪事業は、最後のセーフティーネットというように考えている。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「除排雪の時期は一斉に重なり、雪下ろし業者も混み合う。こ

これらの市の事業を優先して行える協定などはあるのか。」との質疑には、「８月１６日発行の大仙日和で雪下ろし登録業者の募集をしている。この登録事業者と高齢者等雪対策総合支援事業で、お互いに組み合わせ行うことを考えている。降雪までには登録業者数を確保した上で、支援を必要とされる方全員に割り当てたい。」との答弁がありました。

討論において、議案第９０号で反対討論したマイナンバー制度導入に伴う個人番号カード交付にかかわる予算が計上されていることから、この予算は認められない。」との反対する発言がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【１５番 金谷道男議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、企画産業常任委員長１６番高橋幸晴君。

（「１６番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

【１６番 高橋幸晴議員 登壇】

○企画産業常任委員長（高橋幸晴） おはようございます。

今期定例会、本会議第３日に当常任委員会に審査付託となった事件につきまして、去る９月９日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

同じく議案第９８号のうち、総合政策課所管の（仮称）花火伝統文化継承資料館等整備事業費について、委員から「人口減少が進んでいる中、代替施設を利用する検討は行ったのか。また、整備基本計画において総事業費９億円が示されているが、鉄筋コンクリート工法を見直し、産業展示館と景観の調和がとれる木造工法に変更するなど、建設費の圧縮に努める考えはないか。」と質疑があり、当局からは「代替施設については、かなり広い範囲で検討したが、年間１万４千人弱の利用者を吸収できる施設がなかった。

また、建設費の圧縮については、整備基本計画では全体の面積の積算が1,500から1,600㎡必要となることから、敷地形状を考慮し、4階建て程度の規模となっている。工法等も含め、国・県の補助金を活用することによる財源の確保に努め、建設費の圧縮について検討していく。」と答弁がありました。

建設費圧縮の確約を得るため、当常任委員会に久米副市長の出席を求め、答弁を求めたところ、「これまでも共用できるものは共用していくなどの考えのもと、総面積の縮減を行うなど経費の縮減につながる検討を行ってきている。敷地面積と施設の機能を確保するための所要面積の兼ね合いから建築面積に制約があるほか、木造の場合、かえって高上りになると予想される。いずれ、今後実施する地質調査の結果を踏まえ、引き続き建設費の圧縮については検討していく。」との答弁がありました。

また、他の委員から「建設地に隣接する民家を買収することにより、設計など大変変わってくると思うが、いかがか。」との質疑があり、当局からは「我々も買収を検討したが、地主からは断られている。今後も交渉を続けるとなると、未来づくり協働プログラム事業の期間も含め、工期的に間に合わなくなることから、現状に特段の変化がない限り、現在の計画で進めさせていただくことでご理解をいただきたい。」との答弁がありました。

次に、まちづくり課所管の雪対策総合計画関連事業に係る補正予算について、委員から「この事業の交付額についての算出根拠について伺いたい。また、この交付金の額で、いくらの方が対応してくれるのか、ボランティア的な任意団体や奉仕的な気持ちのある自治会でなければならないのではないか。」との質疑に対し、当局からは「単価の算定基準について、間口通路除雪は、1時間当たり作業労賃を940円、1件当たりの作業時間を30分、年間32回の出動回数と積算し、トータル1万6千円の半額を交付額とした。また、雪下ろしについては、労務単価が1時間1,800円で、8時間労働換算にすると1日当たり1万4,400円となる。平均屋根面積が96㎡で、1件当たり2.9人の作業員が必要なことから、諸経費を含め約4万2千円と積算し、その半額を交付額とした。なお、この交付額だけでは運営が困難と思われる団体には、受益者負担金を徴収することなどを付け加えて説明する。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「自治会支援の一環として、県道沿いの除草作業を請け負うなどして、自治会の活動費に補足することはできないか。」との質疑があり、当局からは「既に実施されている多面的機能支払交付金事業との関連や、現在の県道の除草作業委

託状況などの事実確認を行い、今後の検討事項としていきたい。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【 1 6 番 高橋幸晴議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、教育福祉常任委員長 1 0 番小山緑郎君。

（「はい、1 0 番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

【 1 0 番 小山緑郎議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（小山緑郎） ご報告いたします。

議案第 9 8 号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、委員から「高齢者等雪対策総合支援事業費について、除雪は福祉ではなくサービスだと思っており、福祉で個人に対する補助の形でやらなければならないことなのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「これまでの間口除雪の補助は、福祉の観点から高齢者・障がい者を対象としてきており、雪対策総合計画の中で、雪下ろしを含めて真に支援が必要な方に福祉事業にとらわれず、市として必要な雪対策としてどのようなシステムを作っていくのかという協議の中で、雪下ろしなど自力でできない方に対する経費の助成となった。」との答弁がありました。

また、「財政健全化の観点から、単年度の事業を後年度負担を伴う市債で財源を求めて行うのはいかななものか。財源について十分な検討をしたのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「雪対策総合計画の中で財源は十分検討し、雪下ろし事業分は当該年度の特別交付税で算入され、その他の事業については普通交付税で措置される過疎ソフト債が充当される。」との答弁がありました。

さらに委員から「助成を申請した高齢者世帯の子など、親族が近くに別世帯として住んでいた場合、助成の要否判定はどうなるのか。」との質疑があり、それに対して当

局からは「申請時に世帯状況を確認する調査の同意をもらうこととし、実際に支援を得られないのかどうか、民生児童委員や社会福祉協議会などの関係機関、団体等から情報を得ながら調査し、実態に応じて個別に判断する。」との答弁がありました。

また、委員から「放課後児童クラブ管理運営費について、第2いちょう児童クラブが北幼稚園舎に移転するとのことだが、今まで4年生以上で利用できなかった子どもの数はどれくらいいるのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「9月1日現在で、第2いちょう児童クラブは定員を超えて受け入れており、現在待機となっている児童はいない。」との答弁がありました。

また、委員から「小・中学生ウインタースポーツ推進事業費について、毎年第3回定例会の補正予算として計上されてくるが、当初の予算で組めないものか。」との質疑があり、それに対して当局からは「当初予算でも可能と思うが、より正確に予算の無駄を省く意味でも、直近の8月末現在の児童・生徒数を積算根拠として算出しているためである。」との答弁がありました。

それに対し、委員から「児童・生徒数の想定は前年にできると思うので、当初予算に組んでもよいのではないかと思う。」との要望がありました。

また、「その他体育施設改修事業費について、本予算は基本設計の委託ということであるが、解体と建築の費用総額はどれくらいを見込んでいるのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「解体費約1,400万、建築費約2億8,000万で事業費総額として約3億円を見込んでいる。」との答弁がありました。

さらに委員から「新しい武道館が建つまでの間、代替施設についてどのように考えているのか。」との質疑があり、それに対し当局からは「平成28年の秋口から解体工事が始まり、翌29年の1年をかけて建設工事を行う予定であり、その間約1年半ほど利用できないことになる。その間は大曲体育館や公民館付帯の体育館等を利用してもらうことを想定しており、その利用申し込み等に際して、利用者と施設の間に調整することも考えている。」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号「平成26年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」でありますが、事業の執行が法令及び条例に基づいて適正に処理されているのか、また、

予算執行が経済性を確保し、公共の福祉に寄与しているかどうかなどにつき、担当職員に説明を求め、審査いたしました。

当局の内容説明に対し、委員から「企業債の利率が平成6年発行のもので4.65%であり、現在の利率からすると、かなり割高となっている。もっと低い利率に借り換えできないものか。」との質疑があり、それに対して当局からは「基本的に大蔵省資金運用部資金は、繰り上げ償還を認めていない。平成19年から24年の6年間に利率5%以上を対象に、違約の補償金なしで繰り上げ償還できる制度があったが、病院事業債は対象外とされていたため、制度を利用しての借り換えはできなかった。今後も繰り上げ償還の可能性は低く、借り換えは難しい。」との答弁がありました。

さらに委員から「病院の敷地は借地となっているようであるが、支払伝票を確認すると、年間350万円支払っている。建設から20年経過しており、総額7,000万円を支出していることになる。将来にわたって支払いを続けた場合の金額を考えると、契約更新時に買い上げすることを検討することもあるのではないか。」という意見が出され、また、「物品の購入に際し、市外の業者が請け負っているものが多く、市内の業者でも対応できるものがあるとすれば、地元の産業振興と業者育成の観点から、優先的に請け負わせるなどの配慮をしてほしい。」との要望もありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【10番 小山緑郎議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、建設水道常任委員長23番千葉健君。

（「はい、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

【23番 千葉健議員 登壇】

○建設水道常任委員長（千葉 健） ご報告いたします。

議案第98号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、委員から、道路維持管理費について「全市的にかなり市道の舗装が傷んでいるが、今の修繕の進捗状況では、いつ全ての舗装が完了するのかわからない。当初予算をもっと増額して、大規模に整備していくことは考えられないか。」との質疑があり、当局からは「昨年度から国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、路面修繕を行ってきているが、今年度の交付率が64%と非常に低い配分となっており、計画どおりに事業が進捗していない。全てを単独費で行うとすれば、多くの予算が伴い困難な状況である。限られた予算の中で対応するとともに、交付金も活用しながら路面修繕を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

また、委員から、道路改良事業費の大曲駅東第1地区地区計画内の開発行為について、「平成21年に策定した共同工事实施要綱により、開発業者の負担を軽減するため、市が地区計画内の幹線道路を整備するが、本来は開発業者が自己負担で整備するものではないか。」との質疑があり、当局から「地区計画内の道路については、幹線道路と区画道路の整備を定めているが、市では幹線道路の幅員を8mと計画した。本来、開発行為内の道路幅員は、原則として6mでよいところを、この計画に沿って開発するように開発業者に対して条件をつけているので、市が一定の負担をする。」との答弁がありました。

また、委員から、駐車場管理運営費について、「大曲ヒカリオ駐車場は、平成27年度・平成28年度は、市が直営で管理し、平成29年度以降は指定管理を検討しているようだが、来年、平成28年度から指定管理はできないか。」との質疑があり、当局からは「指定管理料を算出する上で利用料収入を積算した基準費用額が必要となるが、まだ駐車場の営業実績がないため、正確な額を把握できない。実際に駐車場が営業してからの平成27年度の半年間と平成28年度の営業実績に基づき基準費用額を算出し、平成29年度からの指定管理を検討してまいりたい。」との答弁がありました。

また、委員から、都市計画基礎調査費について、「今年度、県が実施している大仙市の都市計画基礎調査の一部を市が実施するこの調査費は、予算が250万円だが、不足することはないか。」との質疑があり、当局からは「全体で37調査項目のうち、市が調査するのは、都市計画区域内の『建物利用状況』、『大規模小売店舗等の立地状況』、市内全域の『住宅の所有関係別、建て方別世帯数』の3項目である。『建物利用状況』は建物毎の用途や構造、建築面積などについて、現地調査や登記簿、固定資産台帳、確

認申請等から、『大規模小売店舗等の立地状況』は大規模小売店舗法や関連法令に基づく届出資料から、『住宅の所有関係別、建て方別世帯数』は国勢調査のデータから、それぞれ調査するものである。調査については、県が調査業務を委託している業者と同じ業者に委託を予定しており、安価に収まると考えている。」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第99号「平成27年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第120号「平成26年度大仙市上水道事業会計決算の認定について」につきましては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、事務事業執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかどうか、監査委員の審査意見書等を参考に審査を行いました。

決算審査意見として、1点目「企業収益は適正な利潤が保たれているが、宇津台浄水場の更新事業に着手し、老朽化した玉川浄水場の更新も控えている。今後、収益が減少していく可能性が十分に考えられるので、将来を見通した給水計画の見直しに着手されたい。

2点目「予算に対して約1割ほどの不用額が出ている。適正な当初予算を編成することは当然だが、年度途中での予算の組み替えなどを検討されたい。また、毎年2億円ほどの利益剰余金を計上しているので、基金への積み立てや企業債の償還に充てることを検討されたい。」との意見がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【 2 3 番 千葉健議員 降壇】

○議長（橋村 誠） これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。8番藤田和久君。

【 8 番 藤田和久議員 登壇】

○8番（藤田和久） 日本共産党の藤田和久です。

私は、議案第98号、一般会計補正予算（第4号）について反対討論を行います。

本予算案は、マイナンバー制度導入に伴う個人番号カード交付にかかわる予算の補正が含まれております。議案第90号で述べたように、マイナンバー制度に反対し、延期または中止を求めている立場にあります。よって、議案第98号、一般会計補正予算には反対するものであります。

以上で反対討論を終わります。

【 8 番 藤田和久議員 降壇】

○議長（橋村 誠） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第98号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者25人 起立）

○議長（橋村 誠） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第99号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第119号及び議案第120号の2件を一括して採決をいたします。本2件に対する委員長報告は認定であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本2件は、認定することに決しました。

た。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第１４、議案第１００号から日程第３２、議案第１１８号までの１９件を一括して議題といたします。

本１９件に関し、委員長の報告を求めます。決算特別委員長 ７番石塚柏君。

（「はい、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

【７番 石塚柏議員 登壇】

○決算特別委員長（石塚 柏） ご報告いたします。

平成２７年第３回大仙市議会定例会、第３日の本会議におきまして、当決算特別委員会に審査付託になりました議案第１００号「平成２６年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第１１８号「平成２６年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの１９件につきまして、９月８日本会議終了後に当決算特別委員会を開催し、分科会の設置と、その委員の選任、さらに各分科会の正副会長の選任についてお諮りし、出席委員の一致をもって了承されました。

続いて、付託されました議案の継続審査につきましてをお諮りした結果、出席委員の一致をもって、閉会中の継続審査とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【７番 石塚柏議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 以上で、決算特別委員会の中間報告を終了いたします。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第３３、陳情第３２号から日程第３５、陳情第３４号までの３件を一括して議題といたします。

本３件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長 １５番金谷道男君。

（「議長、１５番」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

【 1 5 番 金谷道男議員 登壇】

○総務民生常任委員長（金谷道男） ご報告いたします。

陳情第 3 2 号「「所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書」の提出についての陳情」については、委員から「申告の色によって控除額には格差がある。その根底には、家族も一生懸命働いているのに給料としての対価を認めていない」とする願意を妥当とする賛成する意見と、「現在は平等な申告がされており、あえて所得税法第 5 6 条の廃止は必要がない。また、外国は外国であって、日本は日本の税法により賦課されているので、諸外国の例はとらなくてもよい」などから、陳情には反対の意見が出されました。

採決の結果、賛成少数により、不採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第 3 3 号「マイナンバー制度の平成 2 8 年 1 月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情」については、委員から「マイナンバー制度は、まだまだ国民全体への理解が進んでなく、国民の情報漏洩に対する不安が高まっている。そっきゅうに実施すべきではない」との願意を妥当として賛成する意見と、「マイナンバー制度は障がい者、子ども、高齢者のために手続を簡素化し、やさしい体制が整えられる。また、脱税もできにくく税收违法にもつながる」などから陳情には反対の意見が出されました。

採決の結果、賛成少数により、不採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第 3 4 号「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」については、委員から「陳情内容は重々理解できるが、意見書を提出するまでではない」として趣旨採択すべきとの意見が出されました。

採決の結果、全会一致により、趣旨採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋村 誠） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

【 1 5 番 金谷道男議員 降壇】

○議長（橋村 誠） これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 討論なしと認めます。

これより、陳情第３２号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者２人 起立）

○議長（橋村 誠） 起立少数であります。よって本件は、不採択と決しました。

次に、陳情第３３号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者３人 起立）

○議長（橋村 誠） 起立少数であります。よって本件は、不採択と決しました。

次に、陳情第３４号を採決いたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって本件は、趣旨採択することに決しました。

○議長（橋村 誠） 日程第３６、各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第１０４条並びに第１１０条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり決しました。

○議長（橋村 誠） 日程第３７、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１６５条の規定により、お手元に配付のとおり、平成２７年度秋田県市議会議長会議員研修会へ議員派遣

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって、平成２７年度秋田県市議会議長会議員研修会へ議員派遣することに決しました。

○議長（橋村 誠） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成２７年第３回大仙市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞様でした。

午前１１時０６分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

副議長

議 員

議 員

議 員

